

中国四国農政局入札等監視委員会 定例会議(第4回) 審議概要

(ホームページ掲載日:平成22年3月5日)

開催日及び場所		平成22年2月24日(水曜日)中国四国農政局 10階 第8会議室		
委員		西田 三千代(弁護士) 藤井 弘章(民間研究所:代表) 守屋 明(大学教授)欠席 皆木 英也(民間団体:専務理事)		
審議対象期間		平成21年10月1日～平成21年12月31日		
審議対象案件		293件 うち、1者応札案件 23件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 14件		
抽出案件		6件 うち、1者応札案件 2件 (抽出率 2%) (抽出率 9%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件 (抽出率 7%)		
抽出案件内訳	工事	一般競争	1件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		工事希望型競争	1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
	業務	随意契約	1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		簡易公募型指名競争	1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
	物品役務等	一般競争	1件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件	
		随意契約(企画競争)	1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件	
	(特記事項)		なし	
	委員からの意見・質問、それに対する回答等		意見・質問	
回答等				
<p>(1)指名停止について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンサルタント1社の指名停止の理由が、暴力団関係者に該当するためとしているが、今回が初めてのことなのか。</li> <li>・建設工事の指名停止において、その理由を独占禁止法第3条違反としているが、条文にはどのような事が定められているのか。</li> <li>・具体的には、談合のことか。</li> </ul> <p>(2)低入札価格調査結果について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価落札方式において低入札価格調査委員会を行ったのは、今回が初めてなのか。それとも、たまたま低入札となった業務が総合評価方式を採っていたか。</li> <li>・低入札となった原因としては、予定価格の設定に問題があるのではないのか。</li> <li>・応札した者のほとんどが低い率で応札しており、デフレ時代においては、もっと安く予定価格が設定できるのではないのか。</li> <li>・基準は全国一律となっているのか。</li> </ul> <p>(3)抽出事案：弓浜半島農業水利事業 米川用水路改修(西福原工区)工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・競争参加資格者は2者となっているが、入札資格を有する28社には連絡を取るのか。</li> <li>・公表した入札情報を閲覧した2者が応札したことになるのか。入札に参加する業者数は事前に分かるのか。</li> <li>・1者応札の場合、落札率が高い傾向が見受けられるが、何か改善する方策はないのか。</li> </ul> <p>(4)抽出事案2：斐伊川沿岸農業水利事業沖州地区建設発生土受入地整備工事(第1回変更)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更の内容は何かあったのか。</li> <li>・最初の契約から最後の精算までには、相当の変更が生じると思うが、変更契約は工事途中で行うのか。</li> </ul>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去においても、類似した事例はありました。</li> <li>・第3条の条文は、「事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない」となっています。</li> <li>・そうです。</li> <li>・総合評価落札方式への移行を進めており、入札結果が低入札となったものです。</li> <li>・予定価格は、基準に基づいた諸経費率等により積算している。</li> <li>・仕事を取るために適正な価格より安い価格で入札することが推測される。</li> <li>・単価は、地方のそれぞれの価格を使っているが、諸経費率は全国一律となっている。</li> <li>・入札情報については、事業所で公表するので、連絡をする訳ではない。</li> <li>・一般競争入札であり、応札者数は入札後まで分からない。</li> <li>・用水路の改修は、非かんがい期の工事施工となることから、秋以降の県、市との工事発注と重なり、応札者が減り応札機会が狭められる傾向にある。できるだけ参加できる条件を幅広くしていきたい。</li> <li>・技術者評価は、過去の工事で技術者が高い評価を得ているとか、色々な資格を有しているなどを評価点としたものである。</li> <li>・建設発生土の表土を当初20cmと見込んでいたが、施工した結果、平均が18cmであったため減額とした。</li> <li>・工事途中においては色々な変更事情が生ずることから、現場監督職員と業者が打合せ簿で変更対象を確認し、最終的に変更手続きを行うことが多い。</li> </ul>				

<p>(5)抽出事案3：弓浜半島農業水利事業米川用水路整備（夜見工区その2）工事（第2回変更）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・随意契約の入札額は、どのようにして決めるのか。</li> <li>・随意契約は競争相手がいないことから、当然、それを見込んで高い価格で札を入れることになるので、このような契約はできるだけ避けるべきではないのか。</li> <li>・工事を施工するうえでは、水道管の埋設状況は予め把握すべきであり、工事発注者が前もって知っておくべき根幹的な問題ではないのか。</li> </ul> <p>(6)抽出事案4：岡山南部農業水利事業 地域用水機能検討業務について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・200万円足らずの落札額であり、予定価格より大幅に低いことから、業務が完全に遂行できるかどうかのチェックを行うのか。</li> <li>・相対的に安い価格で請け負っているが、この仕事を請けたことによって、次の仕事に活かせる何かのメリットがあるのではないのか。</li> </ul> <p>(7)抽出事案5：平成21年度地域整備方向検討調査（南周防地域）施行地域調査業務について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1社応札となっているが、競争参加資格を有する業者は何社あるのか。土地改良換地士の資格を有した業者は何社あるのか。</li> <li>・広く門戸を開いているが、特殊な仕事でもあることから、実態として、各県にある土地改良事業団体連合会が引き受けるしかないというのか。</li> <li>・このような特殊な業務は、大学においても、従来であれば特定の団体に発注していたものを一般競争への移行を進めているが、結果として特定の団体が受託する状況にある。</li> <li>・一般の企業にまで知れ渡っていないのが実情で、過渡期の状態にあるのではなからうか。</li> </ul> <p>(8)抽出事案6：平成21年度 国営事業総合技術支援委託業務について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この業務を受託した（財）日本水土総合研究所には、再就職した役員8人中5名を農水省が占めていることから、この仕事は経験を積んだ農水省出身者が行うのか。例えば、これを全て下請けに下ろすことはないのか。</li> <li>・もし、下請けに下ろす場合は、受託者から何らかの書類が上がってくるのか。</li> <li>・それにしても、もう少し提案者が増えてもよいように思えるが。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格の積算は、前工事を含めた全体工事を算定し、全体工事と前工事の諸経費率との差を予定価格に反映させている。</li> <li>・前の工事で工事の積算価格を熟知した関係もあったことから、落札率が高い傾向にある。</li> <li>・施工箇所の地下に水道管が埋設されており、一般競争とした場合、かし担保責任が不明確となる恐れがあったことから随意契約としたものである。</li> <li>・市町が管理する古い水道管は、埋設状況の把握は充分でないケースが多いことから、水道局と協議し、発注前に試掘し補強する経費を補償し、予め対策を講ずるように本年度は見直して、抽出案件の様な事態が生じないように実施している。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低入札価格の調査対象とはならないが、適正な価格ではないことから、確実に成果が得られることは、契約前に確認している。</li> <li>・受注者は農村の生態系に携わる社員を多く抱えており、成績が良ければ、企業評価の得点となることから、国営事業の受注実績を作りたいとの思惑もあり得る。</li> <li>・資格要件を満たした業者は沢山あるが、農地の圃場整備にあたって、地元の代表者と換地の基準を作ったり合意形成を図ったりする特殊な業務である。</li> <li>・コンサルタントにも技術者を養成してもらう等、競争参加資格者を広げるように取り組んでいきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この財団法人の職員が業務に携わります。この財団には、技術士や博士号を取得した者、更に一級土木施工管理技士などの者が多数おり、自ら業務を実施することが可能です。</li> <li>・その場合には、再委託の承認申請書が上がってきます。</li> <li>・この企画競争契約については、公平性・透明性を高めるために、H21年度から有識者による第三者委員会を設けて、外部委員による業務の評価・手続きの適正化について確認を得ることになっている。</li> </ul>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>該当なし</p>	